

関係各位

財政局公共施設・事業調整課
担当課長新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 3年 1月 7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発令されました。同宣言では神奈川県が緊急事態措置を実施すべき区域とされ、また国土交通省から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和 3年 1月 7日付国不入企第 31 号）」の通知がありました。

各区局統括本部におかれましては、本通知を踏まえ令和 2年 4月 8日及び 5月 25日付の技監通知に基づき、引き続き本市発注の工事、委託（設計・測量・調査等業務）（以下、工事等という。）の感染拡大防止に万全を期すとともに、以下のとおり受注者に対する工事等に伴う措置等を適切に行うよう、工事監督課等担当部署に周知をお願いいたします。

1 受注者の申出と受発注者による協議に基づく一時中止措置等について

本市発注の工事等について、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下、一時中止等という。）の申出があった場合には、受発注者間で協議を行い、一時中止等に伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行ってください。

また、工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、予算の繰越手続が必要となります。（すでに状況が判明している場合は、令和 3年 1月 13日までに財政課に繰越明許費要求書の提出をお願いします。期限以降に新たに状況が判明した場合も、速やかに財政課と調整を行ってください。）

2 工事等の継続又は再開にあたっての感染拡大防止対策の徹底

工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるようお願いいたします。

また、一時中止等措置状況や罹患者発生状況についても、引き続き当室までご報告をお願いします。

(参考)

- ・【国交省通知】「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 3年 1月 7日付 国不入企第 31 号）
- ・【技監通知】新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和 2年 4月 8日付 財公第 49 号）
- ・【技監通知】新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和 2年 5月 29日付 財公第 151 号）

【担当】 財政局公共施設・事業調整課
生井・辻
(電話 671-4084)